

第五十号の四様式(第十条の五の三関係)(A4)

型式適合認定をしない旨の通知書

第 号  
年 月 日

申請者 様

国土交通大臣  
指定認定機関  
承認認定機関

印

1. 申請年月日 年 月 日
2. 当該申請に係る型式

上記による申請については、下記の理由により建築基準法第68条の10第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による型式適合認定をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に国土交通大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この通知を受けた日(当該処分につき、審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内にを被告として(国を被告とする場合においては、訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

(理由)

注 指定認定機関又は承認認定機関が認定を行う場合は、認定等の業務の円滑な実施を図るため必要な範囲内でこの様式の一部を変更することができる。